

インターンシップ奨励金に関するQ&A



Q1 インターンシップはすべて対象になりますか？

A 公社が定める都内の工業系高校（工科高校・産業高校）・高等専門学校が行うインターンシップが対象です。中学生・大学生は対象になりません。また、定時制課程を除き1日に満たない短時間（5時間未満）のものや、オンラインによる実施、就業体験を伴わない工場見学、職場見学、企業説明会などは対象になりません。

Q2 奨励金申請書・確認書の提出はいつまでに行えば良いですか？

A インターンシップが終了した後、原則2週間以内のご提出をお願いします。
（※インターンシップを実施した年度の3月31日までに公社に書類が未着の場合は、奨励金を受け取ることはできません。）

Q3 同時に複数の学校からインターンシップ生を受け入れています。申請書はどのように記載すれば良いですか？

A 申請書は1校につき1枚必要となります（年度内で何度でも申請可能）。確認書は同月内であれば、校数に関わらず、1枚での申請が可能です。

Q4 奨励金申請書・確認書のフォーマットをダウンロードできるページを教えてください。

A 東京都中小企業公社HP内、インターンシップ受入支援ページからダウンロードしてください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/internship/index.html>

詳細はこちら

東京都中小企業振興公社 魅力体験

検索



Q5 自社にインターネット環境、プリント・印刷できる出力環境がありません。

A 申請に必要な様式を郵送でお送りしますので、本チラシ末尾の問合せ先へご連絡ください。

申請・お問合せ先

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎2階（本社）

〔総合支援部 企業人財支援課〕

TEL: 03-3251-7905

E-mail: intern@tokyo-kosha.or.jp

東京都ものづくり中小企業魅力体験受入支援事業の詳細はこちらへ

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/internship/index.html>



*「人は企業の経営資源であり、投資により価値を生み出す存在である。」と捉え、人を軸にした経営支援においては、人を宝として「人財」という言葉を使用しています。

東京の産業を支える ものづくり人材を 育てよう！

3つのメニューで人財づくりをサポート

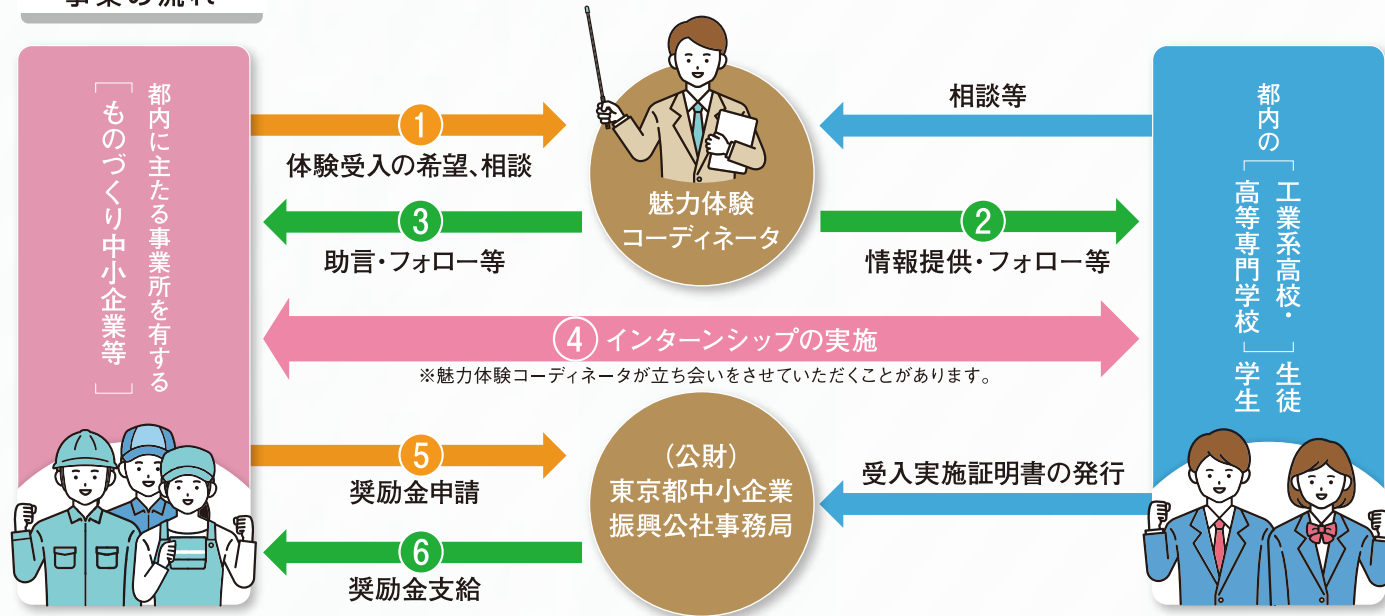


はじめよう！ わが社の未来を創る人財づくり

東京都ものづくり中小企業魅力体験(インターンシップ)受入支援事業

公社では、ものづくり中小企業の*人財づくりを推進するため、人材確保と人材定着のための支援メニューを用意しています。

事業の流れ



「インターンシップ」が結ぶ「地域社会」と「企業」と「若者」



企業とのつながり
就業への意欲向上
自分の特性を認識
社会性の習得



人材確保へのつながり
従業員の指簿力向上
就業環境の見直し
地域や学校とのつながり



若者の就業率の向上
企業の活力向上による
地域の活性化
ものづくり技能の伝承

事業内容

1 インターンシップ受入協力企業の工業系高校等への紹介

インターンシップの受け入れに興味があり、受入企業の登録票をご提出いただいた企業においては、その情報を都内の工業系高校(工科高校・産業高校)・高等専門学校に提供いたします。

※インターンシップ実施における斡旋はしておりません。

2 インターンシップ専門相談員(魅力体験コーディネータ)の派遣

インターンシップの実施時期などのお悩みに対しての助言を希望する場合は、魅力体験コーディネータが企業訪問をしてサポートを行います。

3 インターンシップ受入奨励金

企業の負担軽減を図るため、実習生を受け入れた企業に奨励金を支給します。

支給対象者

都内に主たる事業所を有し、都内の工業系高校(工科高校・産業高校)・高等専門学校の学生をインターンシップで受け入れた「ものづくり中小企業等」

※対象となる企業や高校等には条件がありますので、詳細は公社HPをご確認ください。

[詳しくはこちら](#)



支給額

受入1日/1名あたり8,000円(上限:1名あたり20日間)

(例) A企業で3日間・2名の生徒を受け入れた場合 $8,000円 \times 3日間 \times 2名 = 48,000円$

※学生が欠席等の場合、実際の稼働日数で申請してください(3日間の予定で1日欠席した場合、申請は2日間)。
※ただし、オンラインによるインターンシップ受入日については支給対象日数に算定しません。

申請方法

STEP 1 インターンシップを実施

都内の工業系高校(工科高校・産業高校)・高等専門学校からの依頼に応じてインターンシップ生を受け入れます。

※学校からの情報提供に基づき、魅力体験コーディネータが立ち会いをさせていただきますことがあります。



STEP 2 「受入奨励金申請書」・「受入奨励金申請要件確認書」の記入・送付

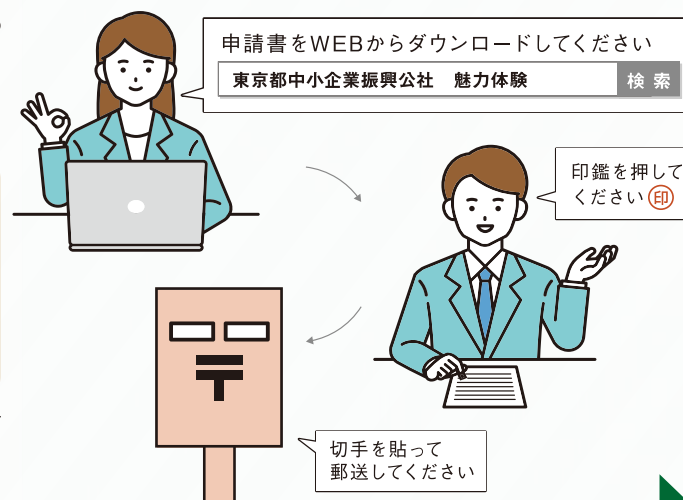
申請書および確認書の様式に必要事項をご記入・ご捺印の上、公社に提出します。

※インターンシップが終了した後、原則2週間以内のご提出をお願いします。



申請書類は各種様式を東京都中小企業振興公社HPよりフォーマットをダウンロードし、必要事項を入力(または直筆で記載)し、作成してください。送付時は、会社の代表者印を捺印後、必ず原本(紙面)をご提出ください。

※提出書類を郵便等で発送する際には、内容確認などの問合せ時に必要になるため、コピー等で控えを保管しておくようにしてください。
※2023年4月以降、国(デジタル庁)が提供する「Jグランツ」(電子申請)による申請書類提出が可能になりました。その際は申請書類の郵送は不要です。



STEP 3 奨励金支給決定通知書の受領

公社では各学校から提出された実施証明書で申請内容を確認し、審査の上で支給対象となった企業に対し、奨励金支給決定通知書の発送・奨励金のお振込となります。

